

一區域にして、名草郡に接し、仁義濱中二莊一區域にして、名草在田二郡に接し、衣奈由良二莊は一區域にして、在田、日高二郡に接せり、一郡七莊の地を通考すれば、東は名草、在田二郡に界し、西は海を隔て、阿波淡路に對し、南は日高郡に接し、北は和泉國日根郡に接す、其地長きを斷ち短きを補ひて、大抵方三里許なり、海部は海人部の界にして、漁鹽を營む者の部をいふ名なり、古事記書紀に、諸國の海部見えたり、略中欽明天皇十七年の紀に、紀伊國置海部屯倉とあり、是本國海部の見えたる始なり、略中郡中は皆海濱なれば、山川明媚にして、土壤清麗勝景の地多く、和歌吹上加太の名、最古今に高く、田野沃腴、人民繁富にして、富邑大村多く、農民少くして、漁戶多く、各莊少異同あれども、大抵其俗奢侈狡峻なり、雜賀木本の二莊、紀川の海口にありて、洪波の爲に變遷し、地形屢改革せり、

〔續日本紀九正元〕神龜元年十月壬寅、賜造離宮司及紀伊國國郡司并行宮側近高年七十已上祿、各有差百姓今年調庸、名草海部二郡田租咸免之、

〔今昔物語二十〕長屋親王罰沙彌感現報語第廿七

今昔聖武天皇ノ御代ニ奈良ノ宮ノ時、略中彼長屋ノ口口ヲ紀伊國ノ海部ノ郡ノ松抄ノ奥ノ島ニ置ク、

〔紀伊續風土記五十七〕
在田郡總論

當郡は阿提郡といふ、阿提或は阿氏又は安諦と書す、阿提は即英多にして原一郷の名なり、郡名を定めらるゝ時、擧げて大名とせられしならむ、略中郡の廣袤東西九里許、南北五里許、東は伊都郡及大和國吉野郡に界し、南は日高、海部二郡に隣り、北は伊都、那賀、名草、海部四郡と接す、三方山を阻して西の方海に面す、

〔日本書紀持統〕十三年八月丙申、禁斷漁獵於攝津國武庫海一千步内、紀伊國阿提郡那耆野二萬頃、伊